融資及び利子補給制度の活用を！

市商工課 ☎三―一一一一㊥二五九

小規模企業者 利子補給金

市内の小規模企業・商店の方々が設備近代化（工場・店舗等の増改築、営業用備品、機械類等の購入）のために借り入れた資金の利子補助をする、設備近代化利子補給金交付制度が、五十七年十二月スタートしました。

最近は特に、高価な機械類が増え小企業ではなかなか近代化するのが難しい現状にあるため、金融機関からの借入金利子を補助することにより経営者の負担を軽くして、設備近代化の促進を図ってゆくことに、この制度の目的があります。

対象となる企業

○常時使用する従業員が五人（商業又はサービス業の事業所は二人）以下で、三年以上の営業実績を有すること。

○昭和五十七年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に、設備近代化を行った事業所。

補助内容

初年度のみ最高六万円

小規模企業者 小口資金

市内の小規模企業者に対し事業資金の融資を促進し、経営の安定に資することを目的とした融資制度です。

資格要件

一、常時使用する従業員が五人（商業又はサービス業を主たる事業とする者にあっては二人）以下の会社若しくは個人。

二、申し込み日以前一年以上市内に居住し、かつ店舗、又は事業所を市内に有すること。

三、申し込み日以前一年以上同一の業種に属する事業を行っていること。

四、市税の滞納がないこと。

事業資金

一、普通資金　運転資金及び設備資金

貸付金額　三百万円以内

貸付期間　三年以内

貸付利率　金融機関の定めるところによる。

償還方法　二カ月据置き三十四カ月以内で元金均等の分割払いとする。

二、緊急資金―緊急に必要とする運転資金

貸付金額　五十万円以内

貸付期間　一年以内

貸付利率　年八％以内

償還方法　二カ月据置き十カ月以内元金均等の分割払いとする。

勤労者生活安定資金

二年以上市内に住所を有し現在の事業所に三年以上勤務している勤労者に対し、つぎの内容による生活安定資金の融資事業を行っております。

一、資金使途　本人又は家族の医療費・教育費・出産費・冠婚葬祭費等、生活の安定を目的としたもの。

二、貸付対象者　山梨県労働金庫の会員である事業所の労働組合に加入している者、又は個人会員として加入することができ、㈶山梨県労働者信用基金協会の保証が受けられる者。

三、貸付限度額　五十万円

四、貸付利率　労働金庫の定めるところによる。（現行六・四八％以下）

五、貸付期間　三年以内

国民年金

国民年金保養センター「かすがい」オープン

七月二十二日、国民年金保養センター「かすがい」がオープンいたしました。

この保養センターは、収容人員七十五名で、大浴場、大広間、ゲートボールコートなどの施設があります。

このような国民年金保養センターは、全国に四十カ所あり、どなたも利用することができますが、国民年金の加入者、受給者及びその家族以外の方は少し割高になっています。

但し、公営の宿ということで安心して利用することができ、料金も手頃となっているため好評を博しています。

ぜひご利用下さい。

「かすがい」

東山梨郡春日井町鎮目一七八番地

☎（予約申込先）

○五五三二六―三八一一

※料金

年金加入者・受給者・家族　四千五百円

一般　五千二百円

小学生（予定）四千二百円

● 案内図（石和駅から徒歩17分）

●ところ　東山梨郡春日居町鎮目178

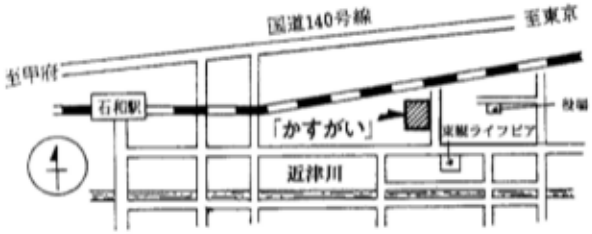

福祉年金受給者の皆さんへ

年金証書を提出して下さい

福祉年金を受給している方は、八月十三日以降にもよりの郵便局で年金を受けましたら、八月末日までに年金証書を市役所年金係又は各出張所へ提出して下さい。

提出が遅れますと十一月の支払いができませんので、お忘れのないようご注意下さい。